

合格証明書申請の手続きについて

一般社団法人静岡県警備業協会

合格、おめでとうございます。

合格者には、一般社団法人警備員特別講習事業センターから、講習会修了証明書が交付されました。

【合格証明書交付申請書】にこの【講習会修了証明書】のほか【必要書類】を添付して、所轄の警察署に申請し、合格証明書が交付されて、初めて「資格者」となります。

なお、静岡県公安委員会からの指導により、静岡県で申請する場合、申請書および添付書類は、正、副で合計2部提出してほしいとのことです。

講習会修了証明書の期限は交付日から1年間です。失効しないうちに早めに申請してください。

【参考】

※詳細は、一般社団法人全国警備業協会が発行している基本書式記載例集をご覧ください。

最新の八訂三版(令和3.5.28)ではP306からP311に記載されております。

【概略】

(1) 申請書類・・・合格証明書交付申請書(正・副各1通コピー不可)

(2) 添付書類

① 履歴書・・・A4サイズで、正副とも写真を貼付(デジカメ写真不可)

② 住民票の写し・・・正(原本)、副(コピー可)・・・3ヶ月以内のもの

③ 講習会修了証明書・・・正(原本)、副(コピー)・・・1年以内のもの

④ 市町村長の証明書・・・正(原本)、副(コピー可)・・・3ヶ月以内のもの

(禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明)

⑤ 医師の診断書・・・正(原本)、副(コピー可)・・・3ヶ月以内のもの

⑥ 誓約書・・・正(原本)、副(コピー可)・・・日付は申請日にするとうい。

⑦ 証明写真2葉・・・縦3.0cm×横2.4cm

(⑧ 営業所所属証明書・・・住所地の管轄でない警察署に申請する場合のみ必要となります)

(3) 交付申請手数料・・・静岡県証紙 10,000円

(4) 申請の際は、事前に所轄警察署の警備業担当官に電話連絡し都合を伺ったうえで出掛けるとスムーズです。

【同封書類】

・講習会修了証明書(原本)

※講習会修了証明書の有効期間は、交付日から1年(来年の交付日前日まで)です。

不明な点がございましたら、一般社団法人静岡県警備業協会までお気軽にお問い合わせください。